

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、伊豆市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

平成29年4月18日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

伊豆都市計画用途地域

伊豆都市計画準防火地域

伊豆都市計画道路 3・5・1号駅北線

伊豆都市計画公園 2・2・1号独鈷の湯公園

伊豆都市計画下水道 伊豆市公共下水道

伊豆都市計画汚物処理場 1号伊豆市汚泥再生処理センター

伊豆都市計画ごみ焼却場・汚物処理場 1号伊豆市清掃センター

伊豆都市計画火葬場 1号伊豆市火葬場

伊豆都市計画土地区画整理事業 駅北土地区画整理事業

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課